

R8.3.3(火)

令和8年第1回定例会(先議)

文教警察委員会説明資料

【付託案件の審査】

- ・ 第49号議案 大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について・・・P1
- ・ 第52号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算(第5号)・・・・・・・・・・P2

【諸般の報告】

- ・ 令和7年大分県警察業務重点等の推進結果について・・・・・・・・・・P4
- ・ 令和8年春の組織改編概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

大分県警察本部



大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

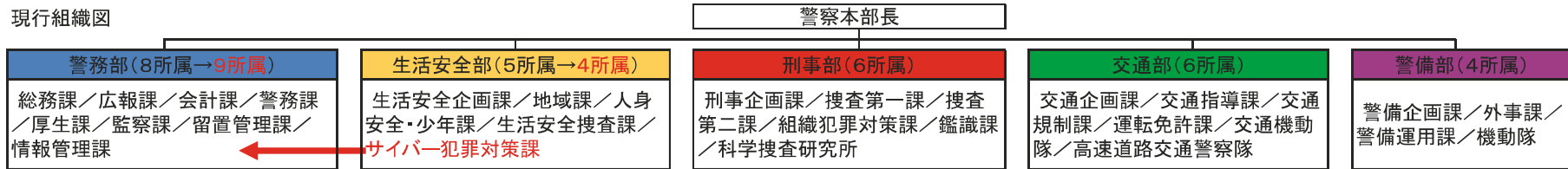
1 条例の概要

警察法(昭和29年法律第162号)第47条第4項の規定に基づき、警察法施行令(昭和29年政令第151号)の基準に従って、大分県警察本部の内部組織について定めたもの。

2 改正理由

サイバー空間をめぐる脅威に適切に対処できる体制を整備するため、サイバー犯罪対策課を生活安全部から警務部に移管する組織改編を行いたいので、警務部の分掌事務にサイバー犯罪対策課の分掌事務に係る規定を追加し、明確にするもの。

現行組織図



3 改正内容

現 行

(警務部の分掌事務)
第3条 警務部の分掌事務は、次のとおりとする。
一～二十三(略)
二十四 前各号に掲げるもののほか、他の部又は機関の所掌に属しない事務に関すること。

改 正 後

(警務部の分掌事務)
第3条 警務部の分掌事務は、次のとおりとする。
一～二十三(略)
二十四 サイバー事案(警察法第五条第四項第六号ハに規定するサイバー事案をいう。以下この号において同じ。)に係る犯罪の捜査その他のサイバー事案に対処するための警察の活動に関すること(他の部の所掌に属するものを除く。)
二十五 前各号に掲げるもののほか、他の部又は機関の所掌に属しない事務に関すること。

新設

4 施行期日

令和8年4月1日

《繰越しの概要》

| 事業名 | 繰越額 (千円) | 事業内容及び繰越理由 | 完成予定 時期 |
|---------|-------------|--|------------|
| 警察施設改修費 | 47,657 | 【事業内容】 交番・駐在所LED化改修工事 【繰越理由】 LED照明器具の供給が全国的に不足しており、年度内の納品及び工事完了が困難となったもの。 | R8.6 |

令和7年度2月補正予算案（警察本部）

（単位：千円）

| 区分 | | 既決予算額 (A) | 補正予算額 (B) | 計 (A + B) | 説明 (主な補正項目) |
|--------|----------|--------------|--------------|--------------|--|
| 警察費 合計 | | 28,703,083 | △ 102,399 | 28,600,684 | |
| 人件費 | 警察本部費 | 22,536,896 | △ 130,386 | 22,406,510 | ◎給与費 |
| | 小計 | 22,536,896 | △ 130,386 | 22,406,510 | |
| 事業費 | 公安委員会費 | 9,138 | 0 | 9,138 | |
| | 警察本部費 | 1,688,188 | △ 7,960 | 1,680,228 | ◎警察運営費 △ 7,960 |
| | 装備費 | 407,591 | 46,434 | 454,025 | ◎警察装備費 46,434 |
| | 警察施設費 | 1,951,487 | △ 92,788 | 1,858,699 | ◎警察施設改修費 △ 5,000 ◎交通安全施設整備費 △ 68,411 ◎交通安全施設高度化推進事業費 △ 7,877 ◎交通安全施設維持管理費 △ 11,500 |
| | 運転免許費 | 573,140 | 29,371 | 602,511 | ◎認知症等早期発見支援事業費 131 ◎自動車運転免許事務費 29,240 |
| | 恩給及退職年金費 | 11,196 | △ 1,374 | 9,822 | ◎警察恩給費 △ 1,374 |
| | 警察活動費 | 1,525,447 | 54,304 | 1,579,751 | ◎地域防犯力強化育成事業費 157 ◎空き交番・県民安全相談対策事業費 2,533 ◎一般警察活動費 26,570 ◎刑事警察費 21,849 ◎交通指導取締費 3,195 |
| | 小計 | 6,166,187 | 27,987 | 6,194,174 | |

令和7年 大分県警察業務重点等の推進結果

大分県警察運営方針：県民とともに歩む力強い警察～「日本一安全な大分」の実現に向けて～

業務目標達成状況

1. 刑法犯認知件数過去最少 ⇒ 未達成 (認知件数4,151件 前年比+709件) ※犯罪率全国第6位(良好な方から)
2. 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺被害件数過去最少 ⇒ 未達成 (特殊詐欺：被害件数400件 前年比+120件) ※被害額 約8億5,893万円 前年比+約1億2,208万円 (SNS型投資・ロマンス詐欺：被害件数347件 前年比+68件) ※被害額 約15億1,409万円 前年比-約9,828万円
3. 交通事故死者数過去最少 ⇒ 未達成 (死者数41人 前年比+13人)
4. 重要犯罪の徹底検挙 ⇒ 達成 (検挙率103.1%)

業務重点推進状況

1 総合的な犯罪防止に向けた各種対策の推進

犯罪情勢

★ 過去最少：R4年 (2,794件)

| 刑法犯 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 刑法犯認知件数(件) | 2,887 | 2,794 | 2,993 | 3,442 | 4,151 |
| 犯罪率(件) | 256.6 | 250.8 | 270.4 | 314.1 | 382.6 |

※犯罪率…人口10万人当たりの刑法犯認知件数 (良好な方から全国第6位)



街頭防犯カメラ

- ・地域の犯罪情勢等を分析した上、地域実態に即した先制的な犯罪防止対策を推進
- ・自主防犯活動の活性化に向けた各種支援活動を推進
- ・街頭防犯カメラ設置支援など防犯環境の整備促進による安全・安心なまちづくりを推進
- ・各種機会、広報媒体を通じ、犯罪実行者募集、いわゆる間バイト対策を推進

特殊詐欺の被害状況

★ 過去最少：R2年 (112件)

| 特殊詐欺被害 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 被害件数(件) | 150 | 177 | 206 | 280 | 400 |
| 被害額(百万円) | 81 | 219 | 310 | 736 | 858 |



特殊詐欺被害防止講話

SNS型投資・ロマンス詐欺の被害状況

| SNS型投資・ロマンス詐欺被害 | R5 | R6 | R7 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 被害件数(件) | 176 | 279 | 347 |
| 被害額(百万円) | 1,011 | 1,612 | 1,514 |

- ・ニセ警察詐欺、副業を名目とした詐欺などが増加
- ・65歳以上の高齢者のみならず、幅広い世代で被害が発生
- ・動画を使ったテレビCM、SNS広告等を推進
- ・国際電話詐欺対策を推進
- ・金融機関等と連携した取組による水際阻止対策を推進
- ・若者を犯罪に加担させないための対策を推進(メッセージコンテスト)



メッセージコンテスト受賞作品

2 こども・女性・高齢者の安全確保と少年の非行防止及び保護対策の推進

こども・女性・高齢者を対象とした事案への対応

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| ストーカー事案 | 369 | 340 | 382 | 361 | 338 |
| DV事案 | 696 | 604 | 693 | 691 | 653 |
| 高齢者虐待事案 | 283 | 291 | 316 | 360 | 394 |
| 声掛け事案 | 369 | 302 | 286 | 292 | 290 |

- ・ストーカー・DV行為者に対する迅速な警告や検挙措置等により重大事案を未然防止
- ・女性相談支援センター等の関係機関と連携した被害者等の保護対策を推進
- ・教育委員会や学校、PTA、地域住民等と連携した「登下校防犯プラン」を推進
- ・スクールサポーターによる登下校時における校区内パトロールの実施

少年非行防止・保護対策

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|--------|-----|-----|-------|-------|-----|
| 少年非行 | 89 | 66 | 109 | 145 | 220 |
| 不良行為少年 | 360 | 495 | 566 | 677 | 608 |
| 児童虐待 | 554 | 630 | 717 | 739 | 604 |
| 通告人員 | 727 | 898 | 1,016 | 1,060 | 923 |

- ・刑法犯少年は増加したが、不良行為少年は減少
- ・スクールサポーターの活動等を通じ、学校等と連携して非行の深刻化を防止
- ・児童虐待対応件数、児童相談所への通告人員はいずれも減少
- ・児童相談所や市町村等と連携した被害児童の早期発見、安全確保を最優先とした取組を推進し、重大事案への発展を防止

3 交通死亡・重傷事故の抑止

交通事故情勢

| | 発生件数 | 死者数 | 負傷者数 | 負傷者数 | |
|-----|--------|-------|--------|-------|--------|
| | | | | 重傷 | 軽傷 |
| R7 | 1,993件 | 41人 | 2,435人 | 237人 | 2,198人 |
| R6 | 2,125件 | 28人 | 2,619人 | 212人 | 2,407人 |
| 増減数 | -132件 | 13人 | -184人 | 25人 | -209人 |
| 増減率 | -6.2% | 46.4% | -7.0% | 11.8% | -8.7% |

- ★交通事故死者数は前年比13人増加、発生件数及び負傷者数は平成17年以降21年連続で減少
- ★歩行中の死者が11人増加(令和7年：16人、令和6年：5人)
- ★死者全体に占める高齢者の割合は56.1%(令和6年：67.9%)

- ・交通事故多発交差点及び重大事故多発路線における交通指導取締りや秋冬の薄暮時間帯における街頭活動(照 TIME-17)など交通事故抑止対策を推進
- ・交通事故分析結果に基づく交通指導取締り、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進
- ・自転車交通ルール学習コンテンツ(おんせん県おいた湯〜チャリトレーニング)などを活用した、自転車の交通ルール周知を図るための各種取組の推進



照 TIME-17



広報啓発チラシ



高齢者に対する交通安全教育

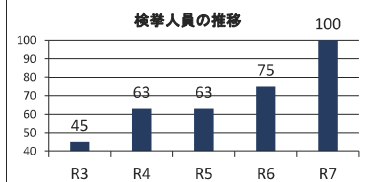
4 悪質・重要犯罪等の徹底検挙

重要犯罪の検挙

| 罪種 | R5 | | | R7 | | |
|---------|----|----|--------|----|----|--------|
| | 認知 | 検挙 | 検挙率 | 認知 | 検挙 | 検挙率 |
| 殺人 | 5 | 5 | 100.0% | 4 | 4 | 100.0% |
| 強盗 | 3 | 3 | 100.0% | 2 | 2 | 100.0% |
| 放火 | 6 | 7 | 116.7% | 7 | 7 | 100.0% |
| 不同意性交等 | 23 | 19 | 82.6% | 20 | 24 | 120.0% |
| 略取誘拐 | 5 | 4 | 80.0% | 2 | 3 | 150.0% |
| 不同意わいせつ | 22 | 25 | 113.6% | 29 | 26 | 89.7% |
| 計 | 64 | 63 | 98.4% | 64 | 66 | 103.1% |

- ・重要犯罪(殺人・強盗・不同意性交等・放火・略取誘拐・不同意わいせつ)の認知件数は64件で、前年比±0件
- ・重要犯罪の検挙件数は66件で、前年比+3件

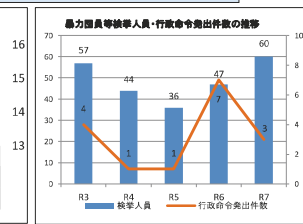
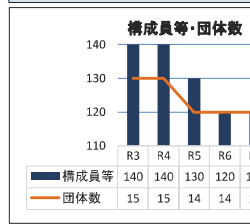
特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の徹底検挙



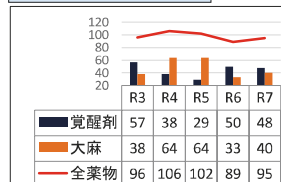
- ・だまされた振り作戦の積極的な実施、その他徹底した突き上げ捜査等を行った結果、実行犯及び助長犯100人を検挙(前年比+25人)

5 暴力団等組織犯罪対策の推進

県民と連携した暴力団排除活動の推進及び暴力団員等の取締り



薬物事犯の取締り強化



- ・暴力団構成員等は減少傾向
- ・大麻押収量が約1,420グラム(前年比約1,320グラム増加)
- ・大麻検挙率の内、10歳代から20歳代が7割を占める

6 災害、テロ等緊急事態対策及び大規模警備諸対策の推進

大規模災害対策等の推進



発災当日(令和7年11月18日)午後11時26分頃 佐賀関の大規模火災の画像(県警ヘリ撮影)

大規模警備諸対策の推進



第27回参議院議員通常選挙に伴う警備実施

7 社会情勢の変化に対応した組織運営の推進

業務の合理化・効率化の推進

- ・警察行政手続オンライン化システムの運用開始による県民の利便性向上
- ・男性職員の育児休業取得促進に向けた支援制度の試行による組織の多様性や柔軟性の向上等

時間外勤務削減、休暇取得の推進

◇時間外勤務状況

| | 時間外勤務時間数(1人あたり月平均) |
|-----|--------------------|
| R7 | 27.3 H |
| R6 | 25.1 H |
| 前年比 | 2.2 H |

◇休暇取得状況

| | 年次休暇取得日数(1人あたり) |
|-----|-----------------|
| R7 | 13.1 日 |
| R6 | 13.8 日 |
| 前年比 | -0.7 日 |

令和8年春の組織改編概要について

令和8年3月3日

改正概要

- 【匿名・流動型犯罪グループ対策、サイバー犯罪対策を推進するための体制の確立】
- ① 匿名・流動型犯罪グループ対策及びサイバー犯罪対策を統括指揮する司令塔ポストの新設
 - ② 生活安全部サイバー犯罪対策課の警務部への移管
 - ③ 匿名・流動型犯罪グループに対する取締り体制の強化
 - ④ サイバー事案対処体制の強化
- 【安全で快適な交通を確保するための体制強化】
- ⑤ 交通事故抑止のための指導取締り体制の強化
 - ⑥ 交通規制業務体制及び警察署の支援・指導体制の強化
 - ⑦ 運転免許課「外国免許審査係」の新設
- 【テロ等の脅威に関する情報収集活動の体制強化】
- ⑧ テロ対策、要人警護等に関する情報収集活動体制の強化
- 【その他の組織改編】
- ⑨ 留置管理体制の充実・強化
 - ⑩ 検視体制の強化

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>【 警 務 部 】</p> <p style="text-align: center;">留 置 管 理 課</p> | <p>【 警 務 部 】</p> <p style="text-align: center;">留 置 管 理 課</p> <p style="text-align: center;">サイバ ー 犯 罪 対 策 課</p> <p>留置管理体制の充実強化（項目⑨） 警務部への移管（項目②） サイバー事案対処体制の強化（項目④）</p> |
| <p>【 生 活 安 全 部 】</p> <p style="text-align: center;">生 活 安 全 部 総 括 参 事 官 (サイバ ー 犯 罪 対 策 担 当)</p> <p style="text-align: center;"><small>※各部総括参事官を兼務、サイバー犯罪対策の統括指揮</small></p> <p style="text-align: center;">サイバ ー 犯 罪 対 策 課</p> <p style="text-align: center;">生 活 安 全 捜 査 課</p> | <p>【 生 活 安 全 部 】</p> <p style="text-align: center;">生 活 安 全 捜 査 課</p> <p>匿・流取締り体制の強化（項目③）</p> |
| <p>【 刑 事 部 】</p> <p style="text-align: center;">捜 査 第 一 課</p> <p style="text-align: center;">組 織 犯 罪 対 策 課</p> | <p>【 刑 事 部 】</p> <p style="text-align: center;">刑 事 部 総 括 参 事 官 (匿名・流動型犯罪グループ対策、サイバー犯罪対策担当)</p> <p style="text-align: center;"><small>※各部総括参事官を兼務、匿名・流動型犯罪グループ対策、サイバー犯罪対策の統括指揮</small></p> <p style="text-align: center;">捜 査 第 一 課</p> <p style="text-align: center;">組 織 犯 罪 対 策 課</p> <p>司令塔ポストの新設（項目①） 検視体制の強化（項目⑩） 匿・流取締り体制の強化（項目③）</p> |
| <p>【 交 通 部 】</p> <p style="text-align: center;">交 通 指 導 課</p> <p style="text-align: center;">交 通 規 制 課</p> <p style="text-align: center;">運 転 免 許 課</p> | <p>【 交 通 部 】</p> <p style="text-align: center;">交 通 指 導 課</p> <p style="text-align: center;">交 通 規 制 課</p> <p style="text-align: center;">運 転 免 許 課</p> <p>交通指導取締り体制の強化（項目⑤） 規制業務の体制強化（項目⑥） 警察署支援・指導体制の強化（項目⑥） 外国免許審査係の新設（項目⑦）</p> |
| <p>【 警 備 部 】</p> <p style="text-align: center;">警 備 企 画 課</p> | <p>【 警 備 部 】</p> <p style="text-align: center;">警 備 企 画 課</p> <p>情報収集活動体制の強化（項目⑧）</p> |
| <p>【 警 察 署 】</p> <p style="text-align: center;">日 田 警 察 署</p> <p style="text-align: center;">留 置 管 理 課</p> | <p>【 警 察 署 】</p> <p style="text-align: center;">日 田 警 察 署</p> <p style="text-align: center;">非 常 設 化</p> <p>留置管理体制の充実強化（項目⑨）</p> |

文教警察委員会資料

(1) 付託案件の審査

| | |
|---------------------------------|---|
| 第48号議案 大分県高等学校教育改革促進基金条例の制定について | 2 |
| 第52号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算(第5号) | 3 |

(本委員会関係部分)

(2) 諸般の報告

| | |
|--|----|
| ①大分市中学校における生徒間暴力事案について | 8 |
| ②教職員の懲戒処分について | 10 |
| ③懲戒処分の指針の制定について | 12 |
| ④求償権行使懈怠確認請求上告事件について | 16 |
| ⑤大分県立学校の教育職員に関する業務量管理 ・健康確保措置実施計画について | 17 |

令和8年3月3日(火)

大分県教育委員会

- 令和7年度国補正予算にて、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」に沿った緊要性のある取組について、都道府県に造成する基金により先行的に支援することが示されたところ。
- 国の高等学校等教育改革促進事業費補助金を活用し、高校教育改革を推進し、新時代を担う人材を育成するため、改革を先導する拠点を創出することを目的とした大分県高等学校等教育改革促進基金を設置する。

基金について

➤ 基金の原資となる補助金（国補正予算額 2,950億円）

（1）基盤的支援に係る補助金

- ・ 3類型に応じた経費：最大20,000千円/都道府県
- ・ 都道府県事務費：最大40,000千円/都道府県

（2）抜本的改革支援に係る補助金

- ・ 3類型に応じた高校教育改革を先導するパイロットケースを創出するための補助金

➤ スケジュール

R8. 1. 27 基盤的支援に係る交付内定（60,000千円）

2. 13 国『高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）』公表
→県は令和8年度中に『高等学校教育改革実行計画』を策定

3月上旬 基盤的支援に係る交付決定

※基金造成に係る経費60,000千円を2月補正予算において追加提案予定

5月中旬 抜本的改革支援に係る公募申請

【3類型の概要】

アドバンスト・エッセンシャルワーカー等 育成支援

- 地域産業や社会・生活基盤を支える分野において、新技術を活用し、生産性の向上・高付加価値化の実現が求められている。
- 技術革新のスピードが加速する時代に適した課題解決能力の獲得に向け、**探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学び**を実現する。

理数系人材育成支援

- 未来成長分野においては、理系高等教育への進学者の割合の増加、高等教育での実践的な教育が求められている。
- 先進的な新たな知を生み出す力を育成するため、**理数的素養を身に付けつつ**、自ら問いを立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた**文理融合の学び**を実現する。

多様な学習ニーズに対応した 教育機会の確保

- 少子化への対応においては、生徒の地理的アクセスの確保を図ることに留意しつつ、多様な人間関係の中で得られる学びを踏まえれば、**一定の生徒数の規模を確保した学びを提供することが必要**。
- 人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、**地域の教育資源を活かした学び**や**遠隔授業を活用した学び**の提供を実現する。

上記類型に応じた改革先導拠点を設定（3拠点程度）、取組・成果を域内の高校に普及する

✓ 取組例：学科・コースの再編、域内の教育環境向上（遠隔教育等）、学術機関・地域・産業界と連携した外部人材の登用

令和7年度2月補正予算案 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

| 款 | 項 | | 既決予算額 | 補正予算案 | 計 |
|----------------|-------|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 3 福祉生活費 | 2 | 児童福祉費 | 30,836 | △ 1,074 | 29,762 |
| 10 教育費 | 1 | 教育総務費 | 9,856,784 | △ 3,355,768 | 6,501,016 |
| | 2 | 小学校費 | 36,519,677 | △ 554,613 | 35,965,064 |
| | 3 | 中学校費 | 23,048,350 | △ 564,899 | 22,483,451 |
| | 4 | 高等学校費 | 34,840,603 | △ 1,474,781 | 33,365,822 |
| | 5 | 特別支援教育費 | 13,603,314 | △ 340,917 | 13,262,397 |
| | 7 | 社会教育費 | 2,147,266 | △ 177,959 | 1,969,307 |
| | 8 | 保健体育費 | 1,400,403 | △ 61,944 | 1,338,459 |
| 11 災害復旧費 | 4 | 県立学校施設 災害復旧費 | 100,000 | △ 90,000 | 10,000 |
| 教育委員会 計 | | | 121,547,233 | △ 6,621,955 | 114,925,278 |
| | うち事業費 | 構成比 | (20.0%) | — | (19.0%) |
| | | 金額 | 24,313,238 | △ 2,436,781 | 21,876,457 |
| | うち人件費 | 構成比 | (80.0%) | — | (81.0%) |
| | | 金額 | 97,233,995 | △ 4,185,174 | 93,048,821 |

令和7年度一般会計2月補正予算案の概要（教育委員会関係）

【①主な補正事業の内容】

（単位：千円）

| 事業名 | 予算案 | 事業の概要 | 所管課 |
|-------------------|--------|---|------------|
| 1 高等学校等教育改革促進基金事業 | 60,000 | 公立高等学校における産業人材等の育成や多様な学びの提供に向け、高等学校等教育改革促進基金に積立を行う。 | 高校教育課 |
| 2 県立学校緊急安全対策事業 | 6,000 | 暴力行為や外部侵入など子どもの安全・安心を害する事案への対策を強化するため、新たに県が定める「防犯カメラ設置に関するガイドライン」に基づき、設置要件を満たす県立学校内に防犯カメラを設置する。 （設置想定設置場所 廊下、昇降口等） | 学校安全・安心支援課 |

【②繰越明許費補正について】

（1）追加

- ・上記補正事業「県立学校緊急安全対策事業費」ほか3事業において新たに合計19,296千円を設定

（2）変更

- ・9月補正予算で設定済の「高等学校施設整備事業費」及び「支援学校施設整備事業費」において合計769,613千円を追加設定（空調設備の全国的な需要増等による）

【③債務負担行為補正について】

- ・「県立学校給食業務委託料」ほか2事業において、設定限度額を変更（今年度の契約実績により事業費を減額したことによる）

繰越明許費補正（追加）

第52号議案 教育委員会関係分抜粋

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|----|-------------|----------------|--------------|
| 9 | 警 察 費 | | 千円 47,657 |
| | 1 警 察 管 理 費 | | 47,657 |
| | | 警察施設改修費 | 47,657 |
| 10 | 教 育 費 | | 19,296 |
| | 7 社 会 教 育 費 | | 13,296 |
| | | 文化財保存活用補助事業費 | 1,561 |
| | | 管理運営費 | 3,343 |
| | | 九重青少年の家施設整備事業費 | 8,392 |
| | 8 保 健 体 育 費 | | 6,000 |
| | | 県立学校緊急安全対策事業費 | 6,000 |
| 11 | 災 害 復 旧 費 | | 4,315,702 |

繰越明許費補正（変更）

第52号議案 教育委員会関係分抜粋

| 款 | 項 | 事業名 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|----|-----------|-------------------|------------|------------|------------|
| | | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 10 | 教 育 費 | | 1,110,000 | 769,613 | 1,879,613 |
| | 4 | 高 等 学 校 費 | 991,000 | 531,160 | 1,522,160 |
| | | 高等学校施設整備事業費 | 991,000 | 531,160 | 1,522,160 |
| | 5 | 特 別 支 援 教 育 費 | 119,000 | 238,453 | 357,453 |
| | | 支援学校施設整備事業費 | 119,000 | 238,453 | 357,453 |
| 11 | 災 害 復 旧 費 | | 350,000 | 4,508,726 | 4,858,726 |
| | 2 | 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 | 350,000 | 4,508,726 | 4,858,726 |
| | | （公）災害復旧事業費（河川課分） | 350,000 | 4,508,726 | 4,858,726 |
| | 合 計 | | 34,638,711 | 53,585,291 | 88,224,002 |

債務負担行為補正（変更）

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|------------------------|-----|-------------------------|
| 16 県立学校施設整備事業（佐伯支援学校） | | 「234,825千円」を「232,540千円」 |
| 17 定時制高等学校給食業務委託料 | | 「31,459千円」を「31,447千円」 |
| 18 県立学校給食業務委託料（中津支援学校） | | 「48,737千円」を「34,219千円」 |
| | | |

大分市中学校における生徒間暴力事案について

本件発生後からの県教育委員会の対応状況

- 1 **1月8日（木）**
 - 1/8早朝、ネット上に該当動画が拡散していることを確認後、速やかに大分市教育委員会と連携開始。
 - 県内6カ所にある教育事務所長を緊急に招集。

- 同様の事案が生じた場合、管内の市町村教委と連携を密にし、情報収集に努めること。
 - いじめや暴力行為の未然防止に向けた取組について協議
- 2 **1月9日（金）**
 - 大分市の要請に基づき、当該校へSCの緊急派遣を行うとともに、1月9日付で県立学校及び全市町村教育委員会に対し「児童・生徒の問題行動の抑止」に向けた文書を発出。

- (1) 日常の教育活動を通じた生徒理解と規律ある学校生活に向けた指導上の留意点
 - (2) 困りを抱えた児童生徒への組織的な支援
 - (3) 警察や福祉等関係機関との連携
- 3 **1月14日（水）**
 - 文部科学省が緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議を開催
 - 文部科学省より5つの対応要請あり

- (1) 暴力行為・いじめが見過ごされていないか、緊急の確認
 - (2) 暴力行為・いじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境整備
 - (3) 被害児童生徒の安全確保と心身のケア
 - (4) 加害児童生徒への毅然とした対応
 - (5) SNS等による投稿・拡散への対応
- 4 **1月16日（金）**
 - 緊急市町村教育委員会教育長・県立学校長会議を開催

- (1) 緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議で示された(1)~(5)について説明
 - (2) 今回の事案について各教育委員会で取り組むことの見解交換を実施
- 5 **1月29日（木）**
 - 県立学校生徒指導主任連絡会議を開催

- (1) 緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議で示された(1)~(5)について説明
 - (2) 県警本部による「SNS等生徒指導上の諸課題の対応」について講演
- 6 **2月4日（水）**
 - 文科省通知発出

- (1) 児童生徒が安全・安心に過ごすことができる環境の整備
 - (2) 確認された暴力行為やいじめへの対応
 - (3) SNS等における投稿・拡散への対応
 - (4) SNS等において暴力行為やいじめの動画が投稿・拡散された事案に関する報告

【諸般の報告②】

教職員の懲戒処分について

教育人事課

令和7年12月19日

大分県教育委員会


| 番号 | 処分内容 | 所属区分 | 職級 | 性別 | 年齢 | 事実の概要 | 監督者責任 |
|----|---------------|--------------|----|----|-----|---|-------|
| 1 | 停職6月 | 公立中学校 | 教諭 | 女性 | 30代 | <p>同教諭は、令和7年5月頃から7月頃までの間、自己所有のスマートフォンや公用タブレットを用いて、勤務する学校の男子生徒と不適切な内容等のやり取りを複数回行った。</p> <p>同教諭は、同期間、複数回にわたり、放課後、同校教室で同生徒と二人きりになる状況をつくり、また、休日に、自家用車に同生徒を複数回同乗させた。この際、身体接触が複数回あった。しかし、これらについて、同教諭は管理職への報告を怠っていた。</p> | 校長：戒告 |
| 2 | 停職1月 | 公立中学校 | 教頭 | 男性 | 50代 | <p>同教頭は、令和7年5月上旬から7月下旬までの間、勤務する学校において、同校女性職員に対し、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を複数回行った。</p> | 校長：戒告 |
| 3 | 減給10分の1 3月 | 日田市 公立小学校 | 教諭 | 男性 | 20代 | <p>同教諭は、令和7年4月17日(木)頃、中休み中、勤務する学校において、右手で同校児童の前頭部を平手打ちした。</p> <p>また、同教諭は、同月24日(木)午後0時10分頃、同校において、同児童の胸ぐらを右手でつかんで前後に揺さぶり、同児童の後頭部を引き戸に打ち付け、全治約10日間を要する後頭部裂創等の傷害を負わせた。</p> <p>同教諭は、この行為により、同年11月10日(月)、大分簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受けた。</p> | |

教職員の懲戒処分について

令和8年2月26日

大分県教育委員会

| 番号 | 処分内容 | 所属区分 | 職級 | 被処分者 | 年齢 | 事実の概要 | 監督者責任 |
|----|----------------------------|------|-------------------------|------|-----|--|-------|
| 1 | 停職 1月2日 (停職 6月相当) | 県立学校 | 会計年度 任用職員 (非常勤講師) | 女性 | 60代 | <p>同職員は、令和7年11月28日(金)午前11時55分頃、私用にて普通貨物自動車(軽四)を運転中、国東市安岐町中園493番地2付近道路で、警察官に停止を求められた際にアルコール検知を受け、呼気1リットル当たり0.71ミリグラムのアルコールが検出され、同日12時44分に酒気帯び運転で逮捕された。</p> <p>このことにより、令和8年2月9日に杵築簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受けた。</p> <p>同職員の行為は、平素、生徒に安全教育、遵法精神を指導する教育公務員として誠に遺憾な行為であり、その職に対する信用を著しく失墜させたことは、地方公務員法第33条の規程に違反するものである。</p> | |

| 現状 | 具体的内容 | | | | |
|---|--|---|---|---|---------------------------------------|
| <p>○懲戒処分数は高止まりの状況 R1:7件 R2:13件 R3:8件 R4:8件 R5:10件 R6:9件</p> <p>○免職処分数はR3から増加傾向 R1:3件 R2:0件 R3:3件 R4:3件 R5:4件 R6:4件</p> <p>○非違行為事案の多様化</p> | <p>○人事院の懲戒処分の指針を基本として懲戒処分の標準例を明示</p> <table border="1" data-bbox="875 368 2085 679"><tr><td data-bbox="875 368 1480 520"><p>一般服務関係 正当な理由のない欠勤、政治的行為の制限違反、 セクハラ・パワハラ等</p></td><td data-bbox="1489 368 2085 520"><p>公金公物取扱い関係 横領、諸給与の違法支払・不適正受給等</p></td></tr><tr><td data-bbox="875 526 1480 679"><p>公務外非違行為 放火、殺人、器物損壊、 一般人に対するわいせつ行為等</p></td><td data-bbox="1489 526 2085 679"><p>監督責任関係 指導監督不適正、非違行為の隠ぺい、黙認</p></td></tr></table> <p>○「スクール・セクハラ」について教員性暴力等防止法に基づいて再整理 <small>（教員性暴力等防止法：教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 令和三年法律第五十七号）</small></p> <p>○体罰について処分量定の厳罰化 不適切な言動や指導について処分量定の明確化</p> <p>○児童生徒等とのSNS等における私的なやり取り・自家用車同乗について処分量定の明確化</p> <p>○飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係は、現行基準を基本にして再整理</p> | <p>一般服務関係 正当な理由のない欠勤、政治的行為の制限違反、 セクハラ・パワハラ等</p> | <p>公金公物取扱い関係 横領、諸給与の違法支払・不適正受給等</p> | <p>公務外非違行為 放火、殺人、器物損壊、 一般人に対するわいせつ行為等</p> | <p>監督責任関係 指導監督不適正、非違行為の隠ぺい、黙認</p> |
| <p>一般服務関係 正当な理由のない欠勤、政治的行為の制限違反、 セクハラ・パワハラ等</p> | <p>公金公物取扱い関係 横領、諸給与の違法支払・不適正受給等</p> | | | | |
| <p>公務外非違行為 放火、殺人、器物損壊、 一般人に対するわいせつ行為等</p> | <p>監督責任関係 指導監督不適正、非違行為の隠ぺい、黙認</p> | | | | |
| 課題 | | | | | |
| <p>○現行の懲戒処分の基準 <u>三大非違行為のみ処分量定を明示</u></p> <ul style="list-style-type: none">・「飲酒運転等の悪質な交通違反行為」・「児童生徒に対するスクール・セクハラ」・「体罰」 <p>→ その他の事案について、教職員が自分事と捉えにくい状況</p> | | | | | |
| 対応 | | | | | |
| <p>○懲戒処分の対象となる非違行為・処分量定の明確化</p> | | | | | |
| 効果 | | | | | |
| <p>○非違行為の防止 ○県民の信頼確保</p> | | | | | |
| 実効性の担保 | <p>施行期日等</p> <p>公示日：令和8年3月31日  施行日：令和8年4月1日</p> <p>○年4回の服務規律研修通知、綱紀肅正・服務規律保持の徹底通知に本指針を添付 ○「服務研修テキスト」に本指針の内容を反映</p> | | | | |

懲戒処分の指針 標準例一覧

※赤フォントは人事院の指針と処分量定等が異なるもの
ただし、五 飲酒運転等については、大分県の現行の基準と異なるもの

| 事由 | 処分量定 | | | |
|---------------------------------------|------|----|----|----|
| | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
| 1 正当な理由のない欠勤 | | | | |
| (一) 十日以内 | | | ● | ● |
| (二) 十一日以上二十日以内 | | ● | ● | |
| (三) 二十一日以上 | ● | ● | | |
| 2 遅刻・早退 | | | | ● |
| 3 休暇の虚偽申請 | | | ● | ● |
| 4 勤務態度不良 | | | ● | ● |
| 5 職場内秩序を乱す行為 | | | | |
| (一) 暴行 | | ● | ● | |
| (二) 暴言 | | | ● | ● |
| 6 虚偽報告 | | | ● | ● |
| 7 違法な職員団体活動 | | | | |
| (一) 同盟罷業、怠業その他の争議行為(単純参加) | | | ● | ● |
| (二) 同盟罷業、怠業その他の争議行為(あおり、そそのかし) | ● | ● | | |
| 8 秘密漏えい | | | | |
| (一) 故意の秘密漏えい | ● | ● | | |
| 自己の不正な利益を図る目的 | ● | | | |
| (二) 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい | | ● | ● | ● |
| 9 政治的行為の制限違反 | | ● | ● | ● |
| 10 兼業の承認等を得る手続のけ怠 | | | ● | ● |
| 11 入札談合等に関与する行為 | ● | ● | | |
| 12 個人の秘密情報の目的外収集 | | | ● | ● |
| 13 公文書の不適正な取扱い | | | | |
| (一) 偽造・変造・虚偽公文書作成・毀棄 | ● | ● | | |
| (二) 決裁文書改ざん | ● | ● | | |
| (三) 公文書改ざん・紛失・誤廃棄等 | | ● | ● | ● |
| 14 セクシュアル・ハラスメント | | | | |
| (一) 不同意わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為 | ● | ● | | |
| (二) 意に反することを認識の上でのわいせつな言辞等の性的な言動の繰り返し | | ● | ● | |
| 執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの | ● | ● | | |
| (三) 意に反することを認識の上でのわいせつな言辞等の性的な言動 | | | ● | ● |
| 15 パワー・ハラスメント | | | | |
| (一) 著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの | | ● | ● | ● |
| (二) 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの | | ● | ● | |
| (三) 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの | ● | ● | ● | |

一
一
般
服
務
関
係

| 事 由 | | 処分量定 | | | |
|--|---|------|----|-----------------|----|
| | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
| 二 公 金 公 物 取 扱 い 関 係 | 1 横領 | ● | | | |
| | 2 窃取 | ● | | | |
| | 3 詐取 | ● | | | |
| | 4 紛失 | | | | ● |
| | 5 盗難 | | | | ● |
| | 6 公物損壊 | | | ● | ● |
| | 7 失火 | | | | ● |
| | 8 諸給与の違法支払・不適正受給 | | | ● | ● |
| | 9 公金公物処理不適正 | | | ● | ● |
| | 10 コンピュータの不適正使用 | | | ● | ● |
| 三 児 童 生 徒 等 に 対 す る 非 違 行 為 | 1 わいせつ行為等 | | | | |
| | (一) 児童生徒性暴力等 | ● | | | |
| | (二) わいせつな言辞等の性的な言動(児童生徒性暴力等を除く) 執拗に繰り返すなど特に悪質な場合 | ● | ● | ● | ● |
| | 2 体罰等 | | | | |
| | (一) 致死・重い後遺症をもたらす傷害 | ● | ● | | |
| | (二) 傷害(重い後遺症をもたらす傷害を除く) | | ● | ● | ● |
| | (三) その他の体罰 | | | 児童生徒等の状況等に応じた処分 | |
| | (四) 暴言等の不適切な言動・指導 常習的に行うことにより著しい精神的な苦痛を与えたもの | ● | ● | 児童生徒等の状況等に応じた処分 | |
| | 3 その他 | | | | |
| | (一) SNS等における私的なやり取り(無許可 緊急の場合を除く) | | | ● | ● |
| (二) 自家用車に同乗(無許可 緊急の場合を除く) | | | | ● | |
| 四 公 務 外 非 違 行 為 | 1 放火 | ● | | | |
| | 2 殺人 | ● | | | |
| | 3 傷害 | | ● | ● | |
| | 4 暴行・けんか | | | ● | ● |
| | 5 器物損壊 | | | ● | ● |
| | 6 横領 | | | | |
| | (一) 横領 | ● | ● | | |
| | (二) 遺失物等横領 | | | ● | ● |
| | 7 窃盗・強盗 | | | | |
| | (一) 窃盗 | ● | ● | | |
| | (二) 強盗 | ● | | | |
| | 8 詐欺・恐喝 | ● | ● | | |
| 9 賭博 | | | | | |
| (一) 賭博 | | | ● | ● | |
| (二) 常習賭博 | | ● | | | |
| 10 麻薬等の所持等 | ● | | | | |
| 11 酩酊による粗野な言動等 | | | ● | ● | |
| 12 わいせつ行為等 | | | | | |
| (一) 不同意性交・不同意わいせつ | ● | ● | | | |
| (二) 痴漢行為 | ● | ● | ● | | |
| (三) 盗撮行為 | ● | ● | ● | | |
| (四) その他のわいせつ行為等 | ● | ● | ● | ● | |

| 事 由 | | 処分量定 | | | |
|---|--|------------------------|----|----|----|
| | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
| 五 飲酒運 転・交 通事 故・交 通法 規違 反関 係 | 1 飲酒運転 注 自転車等での飲酒運転を含む | | | | |
| | (一) 人身事故又は物損事故 自損事故等(自損事故又は違反行為のみの場合) | ● | ● | | |
| | (二) 飲酒運転車両への同乗行為、飲酒運転容認行為 | 非違行為者に準じた処分 | | | |
| | 2 無免許運転 | | | | |
| | 人身事故 | ● | ● | | |
| | 物損事故等(物損事故、自損事故、違反行為のみの場合) | | ● | | |
| | 3 速度超過 注 超過速度が三十km/h以上(高速道路等においては四十km/h以上)のもの | | | | |
| | 人身事故 | ● | ● | ● | |
| | 物損事故 | | ● | ● | |
| | 自損事故等(自損事故又は違反行為のみの場合) | | ● | ● | ● |
| 4 その他の交通法規違反 | | | | | |
| (一) 人身事故により致死又は重篤な傷害 措置義務違反 | ● | ● | ● | | |
| (二) 人身事故により傷害 措置義務違反 | | ● | ● | ● | |
| (三) その他の道路交通法等違反 | 過失の程度、事故後の対応等に応じた処分 | | | | |
| 六 | 1 指導監督不適正 | 非違行為者の懲戒処分内容及び程度に準じた処分 | | | |
| 関責監 係任督 | 2 非違行為の隠べい、黙認 | | ● | ● | |

基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- 一 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- 二 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- 三 非違行為を行った職員の仕事はどのようなものであったか、その仕事は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- 四 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- 五 過去に非違行為を行っているか等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。

- 例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとする考えられる場合として、
- 一 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
 - 二 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその仕事に特に高いとき
 - 三 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
 - 四 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
 - 五 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき
- がある。

また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとする考えられる場合として、

- 一 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
 - 二 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものと認められるとき
- がある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

【諸般の報告④】 教員採用試験に係る「求償権行使懈怠違法確認請求上告事件（住民訴訟）」について

教 育 人 事 課

- 1 当事者 上告人兼申立人：特定非営利活動法人 おおいた市民オンブズマン 代表者理事 永井 敬三
被上告人兼相手方：大分県知事
- 2 事件の概要 大分県知事が元教育審議監及び元副主幹に対する求償権の行使を怠っているとして、その「違法確認」を求めた住民訴訟
- 3 主張の要旨
 - 【上告人兼申立人】 県は点数改ざんをした元教育審議監及び元副主幹に対して求償権を有する。
(理由)元教育審議監及び元副主幹の点数改ざん行為がなければ、採用取消処分も行われなかった。
 - 【被上告人兼相手方】 県は求償権を有しない。
(理由)元教育審議監及び元副主幹は採用取消処分には関与しておらず、元教育審議監及び元副主幹の行為と損害の間に因果関係は認められない。
- 4 訴訟の経緯
 - 提 訴 (大分地裁 令和4年3月9日)
 - 第一審判決 (大分地裁 令和7年1月31日) 「原告の請求を棄却する。」 ※ 原告が福岡高裁に控訴 (令和7年2月13日)
 - 控訴審判決 (福岡高裁 令和7年7月29日) 「本件控訴を棄却する。」 ※ 控訴人 (第一審原告) が最高裁に上告 (令和7年8月4日)
 - 最高裁の決定 (令和7年12月11日) 「本件上告を棄却する。」
「本件を上告審として受理しない。」

【決定理由】

(上告棄却について)

 - ・民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民事訴訟法312条1項又は2項所定の場合に限られる。
 - ・本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

(上告不受理について)

 - ・本件申立ての理由によれば、本件は、民事訴訟法318条1項により受理すべきものとは認められない。

【諸般の報告⑤】 大分県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

大分県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の概要

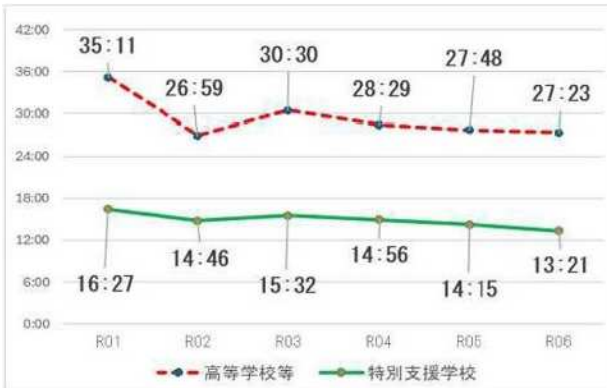
教育人事課

1 計画策定の趣旨

- ・給特法等一部改正法の施行に伴い、**服務監督教育委員会は教育職員の業務量管理、健康確保措置に関する計画の策定、実施状況の公表等が義務化。**
- ・併せて、国では、平成31年1月の中央教育審議会において策定された「学校・教師が担う業務に係る3分類」についても見直しを行い、「学校と教師の業務の3分類」として改訂。新しい3分類では、「学校以外が担う業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」を挙げ、教師が教師でなければならない業務に専念できるよう業務内容を整理。同時に「学校と教師の業務の3分類」に係る具体的な取組内容が給特法7条に基づき、文部科学大臣が定める指針として示された。
- ・本県においても今回示された指針を踏まえ、**長時間勤務の縮減や健康確保に関する目標指標を設定し、具体的な取組を計画に盛り込み、学校における働き方改革を推進する。**

2 本県の時間外勤務の現状

<県立学校教育職員の時間外在校等時間の推移>



<現状>

- ・高等学校、特別支援学校ともに上限方針で定める1月あたりの時間外在校等時間月45時間を下回っており、経年比較でも減少傾向。
- ・高等学校が時間外在校等時間が長くなっているが、部活動が主な要因と考えられる。
- ・時間外在校等時間は減少傾向となっているものの、教育職員1人ひとりが負担軽減を実感できるまでには、至っていない。

<時間外在校等時間が月45時間以内の教育職員の割合>

| 年度 | 高等学校等 | 特別支援学校 | 県立計 |
|------|-------|--------|-------|
| 令和元年 | 68.5% | 97.8% | 77.7% |
| 2年 | 79.2% | 98.0% | 84.8% |
| 3年 | 74.6% | 98.1% | 82.1% |
| 4年 | 78.3% | 98.5% | 84.8% |
| 5年 | 78.7% | 98.8% | 85.2% |
| 6年 | 79.5% | 98.7% | 86.4% |

<現状>

- ・8割以上の教育職員の時間外在校等時間が1月あたり45時間以内となっており、その割合は、各種取組等により、年々着実に改善。
- ・時間外勤務の主な業務内容として、部活動・授業準備・校務分掌等となっている。

3 計画の取組期間

令和8年度～令和10年度（3年間）

4 計画の目標指標

- ・本実施計画の実現に向けて、学校における働き方改革に関する取組を積極的、計画的に実施し、より実効性を高めるため、目標指標を定める。
- ・目標指標は、「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」や国の指針に準じ、時間外在校等時間や健康確保に関する内容を設定。
- ・単年度の目標値を定め、毎年度進捗状況を確認し、その結果を公表することで、実効性向上を図る。

<目標指標>

- ① 1箇月の時間外在校等時間
- ② 1箇月の時間外在校等時間が45時間以内の教育職員の割合
- ③ 年次有給休暇の年間平均取得日数
- ④ 上司からのサポートが「ある」「ややある」と感じている教育職員の割合
- ⑤ 定期健康診断の精密検査の年度内受診率

5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

取組内容を項目別に（１）から（６）のとおり整理したうえで、各項目ごとに具体的な取組内容を明記して、県教育委員会として主体的に取組を進める。

（１）教育職員の適正な勤務時間管理

- ①タイムレコーダーによる勤務時間の把握
- ②県教育委員会としての状況把握及び各学校への指導・助言
- ③教職員評価システムにおける働き方改革の目標指標の設定

（２）チーム学校の実現（専門スタッフ・サポートスタッフ等の活用）

- ①学校運営協議会を通じた保護者・地域との協働（３分類④）【新規】
- ②事務職員と教育職員の役割分担の見直し（３分類⑥⑦⑧⑩）【新規】
- ③教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置・活用（３分類⑮⑯）
- ④学習指導員の配置・活用（３分類⑮⑯）
- ⑤進路事務業務アシスタントの配置・活用（３分類⑱）
- ⑥スクールカウンセラー（ＳＣ）の配置・活用（３分類⑲）
- ⑦スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の配置・活用（３分類⑲）
- ⑧スクールロイヤー（ＳＬ）の配置・活用（３分類⑮⑲）
- ⑨特別支援教育支援員の配置・活用（３分類⑲）
- ⑩日本語指導支援員の配置・活用（３分類⑲）
- ⑪管理職による組織マネジメントの強化

（３）部活動の改革（適切な部活動の推進）

- ①「大分県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の徹底
- ②部活動指導員の配置促進
- ③県立中学校における学校部活動の地域展開推進（３分類⑬）

（４）ＩＣＴの活用による業務改善等

- ①ＩＣＴ機器の活用とペーパーレス化の推進（３分類⑦）
- ②ＩＣＴ支援員の派遣（３分類⑧）
- ③校務情報化に向けたシステム開発の推進
- ④生成ＡＩの活用【新規】

（５）教育環境の改善等

- ①児童生徒が補導された時の対応（３分類②）【新規】
- ②学校徴収金への対応（３分類③）
- ③学校問題相談窓口の設置及び学校問題対応ガイドラインの作成（３分類⑤）【新規】
- ④会議、研修、調査文書及び学校行事の見直し・精選（３分類⑥）
- ⑤学校プールや体育館等の施設設備の管理（３分類⑨）【新規】
- ⑥副校長・教頭の負担軽減（３分類⑩）
- ⑦必要な人員の確保
- ⑧産休・育休の取得促進に向けた環境整備
- ⑨学校評価における働き方改革の評価項目の設定【新規】
- ⑩授業時数の点検・教育課程の見直し【新規】
- ⑪負担軽減ハンドブック・勤務実態改善計画の活用
- ⑫勤務時間外の電話への音声アナウンス対応【新規】
- ⑬夏季休業中の研修自粛・盆期間の学校閉庁の実施
- ⑭保護者・地域等の理解醸成

（６）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ①労働安全衛生委員会の積極的な活用
- ②相談・支援体制等の充実
- ③ストレスチェックを活用した職場環境改善の取組推進
- ④年次有給休暇の取得促進
- ⑤定期健康診断後の精密検査への対応

6 関連する取組・市町村教育委員会への対応

- ・毎年度の総合教育会議において、本計画における目標指標の進捗状況を報告。知事部局との連携・課題共有により取組内容の改善を図る。
- ・目標指標の進捗状況はホームページ等で公表。具体的実績、課題等を整理し、必要に応じて取組内容の見直しを行うなど、目標指標達成に向けての取組を推進。
- ・市町村立学校については、市町村教育委員会において「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、主体的に取り組むことが前提となるものの、県教育委員会においても、市町村教育委員会が管内の各小中学校で働き方改革に向けた主体的な取組が行えるよう、適切な支援、指導助言に努める。
- ・学校における働き方改革に関する一部の取組については、全県の取組として積極的に情報提供や先進事例の紹介を行い、市町村教育委員会と連携・協力し、取組を進める。
（例：中学校における部活動の地域展開、小中学校における統合型校務支援システムに関する支援、専門スタッフ等の配置促進に関する支援 など）